本計画において使用する用語の定義はそれぞれ次のとおりとします。

耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替または敷地の整備をすること。
耐震改修等	耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。
耐震化	耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすることまたは耐震改修等を実施すること。
旧耐震基準	昭和 56（1981）年 6 月 1 日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
新耐震基準	昭和 56（1981）年 6 月 1 日に導入された耐震基準。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、中規模の地震動（震度 5 強程度）に対してほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
2000 年基準	本計画では、平成 12（2000）年 6 月 1 日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたものをいう。木造建築物に関しては、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するなど構造関係規定が明確化された。
新耐震基準の木造住宅	昭和 56（1981）年 6 月 1 日から平成 12（2000）年 5 月 31 日までに工事に着手した 2 階建て以下の在来軸組工法の木造住宅。
在来軸組工法	日本で古くから用いられてきた木造の工法で、土台、柱、梁、桁などの主要構造部を木造による軸組で構成する工法。
耐震性を満たす	耐震基準に適合するまたは建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられていること。
耐震化率	対象建築物全数（戸数または棟数）に占める耐震性を満たす建築物の割合。
Is 値	「構造耐震指標」と呼ばれ、耐震診断の判断の基準となる指標のこと。